

建設工事に係る業務委託契約における最低制限価格を改正します

天草市が発注する建設工事に係る業務委託契約における最低制限価格の算定方式を次のとおり見直します。

「対象業務と改正点」

- (1) 測量業務の最低制限基準価格の範囲
- (2) 地質調査業務の最低制限基準価格の内、諸経費の算入率（係数）の引き上げ

(1) 測量業務の最低制限価格制度

改正後	(※) 最低制限基準価格： 直接測量費＋測量調査費＋諸経費×市長が定める係数 [最低制限基準価格の範囲：予定価格の 6/10 ~ 8.2/10] 【最低制限価格】 (※)最低制限基準価格×ランダム係数(X) $1.00000 \leq X \leq 1.01000$ (0.00001 刻み)
改正前	(※) 最低制限基準価格： 直接測量費＋測量調査費＋諸経費×市長が定める係数 [最低制限基準価格の範囲：予定価格の 6/10 ~ 8/10] 【最低制限価格】 (※)最低制限基準価格×ランダム係数(X) $1.00000 \leq X \leq 1.01000$ (0.00001 刻み)

※算入率（係数）は、非公表のため記載していません。

(2) 地質調査業務の最低制限価格制度

改正後	(※) 最低制限基準価格： 直接調査費＋間接調査費×市長が定める係数＋解析等調査業務の額×市長が定める係数＋ 諸経費×市長が定める係数 [最低制限基準価格の範囲：予定価格の 2/3 ~ 8.5/10] 【最低制限価格】 (※)最低制限基準価格×ランダム係数(X) $1.00000 \leq X \leq 1.01000$ (0.00001 刻み)
改正前	(※) 最低制限基準価格： 直接調査費＋間接調査費×市長が定める係数＋解析等調査業務の額×市長が定める係数＋ 諸経費×市長が定める係数 [最低制限基準価格の範囲：予定価格の 2/3 ~ 8.5/10] 【最低制限価格】 (※)最低制限基準価格×ランダム係数(X) $1.00000 \leq X \leq 1.01000$ (0.00001 刻み)

※算入率（係数）は、非公表のため記載していません。

- 実施時期 令和元年10月1日以降に公告・指名競争入札通知を行う入札から適用

【問い合わせ先】

天草市役所総務部契約検査課
工事契約係

電話：23-1111（内線 1383・1385）

FAX：24-3501